

令和4年4月1日

工事の請負契約における調査基準価格の算出方法の改正について

工事の請負契約における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）により算出されているところですが、別紙のとおり一部改正され、令和4年4月1日以降に入札公告する工事から適用することとなりましたのでお知らせいたします。

お問い合わせ先
東北森林管理局
総務企画部 経理課
☎ 018-836-2185

別紙

工事の請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出基礎となった次に掲げる額の合算額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合は10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額